

児童扶養手当の抑制の見直しを求める意見書

厚生労働省は、来年度から「子どものしあわせを第一に考えた総合的な母子家庭等の自立支援策」を行うと発表した。その中で子育て支援や就労支援、養育費確保などをする代わりに、児童扶養手当を見直し、支給期間を5年間に短縮すると同時に、年収130万円から年収が1万円上がるごとに手当を2,000円減額し、非課税世帯からも減額措置をしようとしている。

しかし、女性の賃金が非常に低い現状で、児童扶養手当は母子家庭の所得を補うものとなっている。子ども1人の場合、月額4万2,370円（非課税世帯）か2万8,350円で、この手当を含めても、母子家庭の平均年収は216万円（「平成10年度全国母子世帯等調査結果の概要」厚生労働省）と、依然として生活は非常に厳しい現状である。

また養育費の継続支給を受けている母子世帯は全体の20%に過ぎない（同「母子世帯等調査」）。民法、民事訴訟法、戸籍法あるいは税金の控除などの改正に着手し、養育費の支払い確保が円滑に行われるような制度を作った上で、児童扶養手当法上の養育費の所得への算入を実施するのが筋である。

一方、母子家庭となってから5年の請求期限を設けていることは総務省からの是正要求もあり、早急な是正をすべきである。

この中で、しかも前回の大幅な所得制限の切り下げから3年しかたっていないにもかかわらず、また削減されようとしている多くの母子家庭は不安に陥っている。非課税世帯からも削減しようとする今回の案は、母子家庭の生活基盤を揺るがすものである。

よって、本市議会は、政府に対し、次のことについて求めるものである。

- 1 支給額を非課税世帯からは引き下げないこと。
- 2 5年間で支給停止にしないで、現行どおり18歳の年度末まで支給すること。
- 3 請求期限5年を廃止すること。
- 4 母子世帯の母への就労支援策を実施して、効果が上がった後に児童扶養手当を見直すべきであり、現時点での切り下げ案は撤回すること。
- 5 養育費の収入への算入は、養育費の徴収確保が法的に実行されて実施すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成14年 3月28日

三鷹市議会議長 中山和政